

## 小千谷市錦鯉鑑賞池の協賛者募集要領

小千谷市では、以下のとおり、東京駅前常盤橋プロジェクトにおける小千谷市錦鯉鑑賞池を通じた錦鯉の魅力発信等に協賛する者（以下、「協賛者」という。）を募集する。

協賛者に対しては、小千谷市錦鯉鑑賞池（以下、「錦鯉鑑賞池」という。）（東京都千代田区大手町二丁目）の周囲に設置する柵の上面に銘板を設置するほか、小千谷市ホームページに協賛者名等を掲載する。また、協賛者の希望により、小千谷市が鑑賞池内に放流する錦鯉の中から特に応援する1尾を指定（以下、「押し鯉」という。）できる。

応募希望者は、この募集要領のほか、「小千谷市錦鯉鑑賞池銘板設置仕様書」を必ず確認の上、申込みものとする。

### 1 募集概要

#### (1) 事業の名称

小千谷市錦鯉鑑賞池の協賛者募集事業

#### (2) 事業の目的

錦鯉鑑賞池を通じた小千谷市発祥の錦鯉の魅力発信、小千谷の観光振興及び特産品の販路拡大の取組に対する協賛を得ることで、錦鯉鑑賞池の維持管理及び錦鯉鑑賞池を活用した関連事業を実施し、小千谷市並びに協賛者の知名度の向上と錦鯉産業の価値を高め地方創生の実現に寄与することを目的とする。

#### (3) 協賛への対応

錦鯉鑑賞池の周囲の柵に、協賛者名等を記載した銘板を、50枚を上限として設置する。

銘板1枚の大きさは、横150mm×縦50mmとし、小千谷市がそれらの仕様、現地での配置順等の詳細について決定する。

小千谷市ホームページに協賛者名等を紹介する。

#### (4) 押し鯉

押し鯉は、「小千谷市錦鯉鑑賞池押し鯉対象一覧」から1尾指定することとする。ただし、他の協賛者との重複は出来ない。

押し鯉のへい死又は体調不良により更新が必要となった場合は、更新に係る経費は小千谷市が負担する。

小千谷市ホームページに押し鯉を指定した協賛者名等を紹介する。

#### (5) 協賛者名等の記載内容

銘板には、協賛者名等、協賛者を紹介する小千谷市ホームページのQRコード又は協賛者の有するホームページのQRコードを記載する。銘板に記載できる協賛者の有するホームページの内容は、協賛者の実施する事業内容に関するもののほかは錦鯉に関する内容のものとする。また、協賛者名等については銘板の大きさの都合により希望に添えない場合がある。

#### (6) 銘板設置等

銘板の製作・設置・管理は小千谷市が行う。なお、設置した銘板の汚損状況を踏まえて、小千谷市が必要と判断した時期に当該銘板を更新するものとする。

(7) 協賛に対する寄附金

協賛に係る寄附金額は、1年度あたり300,000円とする。銘板の設置枚数は、協賛者ごとに1枚とする。

また、推し鯉を希望する場合の寄附金額は、1年度あたり20,000円とする。

(8) 寄附金の納入

協賛者は、小千谷市が指定する期日までに、別に定める方法により寄附金を納入するものとする。また、寄附金は複数年度分をまとめて納入することができるものとする。

なお、寄附金の納入には、ふるさと納税制度、事業者等法人格を有する協賛者（小千谷市内に本社（地方税法における主たる事務所又は事業所）を有さない企業に限る。）は地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用できるものとする。ただし、ふるさと納税制度を活用した場合の返礼品は無しとする。

(9) 寄附金額と協賛期間

寄付金額に応じた協賛期間は別表1のとおりとする。銘板は寄附金の入金確認後3か月以内に小千谷市が設置する。

## 2 応募資格

次の要件をすべて満たす者に限り協賛に応募することができる。

ただし、小千谷市が不適当と認める場合は、応募できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の開始の申立てなされていない者。ただし、更生手続又は再生手続の開始がなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。
- (3) 本市から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者。
- (5) 小千谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種を営むものでないこと。
- (9) 政治又は宗教性のある事業を行う団体等でないこと。

### 3 応募手続

協賛の応募を希望する者は、次に定める申込み方法によって必要書類を提出することとする。なお、提出された書類は返却しない。

- ・申込方法 必要書類に記入の上、持参又は郵送、電子メール、ファックスにより、以下の提出先に提出すること。
- ・提出書類 ①協賛申込書（様式第1号） ②協賛申込に係る誓約書（様式第1号別紙）各1部
- ・応募締切

協賛申込者が、銘板の設置可能50件に達した時点で応募を締切る。また、押し鯉については押し鯉指定可能数43件に達した時点で応募を締切る。

#### 【提出先・問い合わせ先】

小千谷市役所農林課

TEL：0258-83-3510（開庁時間 平日 8:30～17:15 \*土日祝日休み）

FAX：0258-83-2789

mail：norin@city.ojiya.niigata.jp

### 4 協賛者の選定方法等

#### (1) 協賛者の選定方法

##### ア 協賛申込者の確認

必要書類の提出順に、応募資格等に基づき、適否を確認する。

##### イ 選定方法

応募資格を有することが確認できた者を協賛者として選定する。

#### (2) 選定結果の通知

協賛申込者には選定結果を書面により通知する。なお、選定結果に係る照会及び異議申立等は受理しない。

### 5 無効な申込等

#### (1) 次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

##### ア 不正行為による応募

##### イ 協賛申込書（様式第1号）に虚偽の記載を行ったもの

##### ウ 協賛申込書（様式第1号）の協賛者名及び寄附金額、重要な文字等が誤脱又は不明確なとき

##### エ 協賛申込書（様式第1号）の記名を欠くもの及び寄附金額を訂正したもの

##### オ その他募集に関する規定等に違反するもの

#### (2) その他

- ア 提出した提出書類は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、小千谷市から補正を求められた場合は、この限りではない。
- イ 協賛者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期間を延期し、又は取り止めることができる。

## 6 協賛の取下げ及び変更

(1) 協賛者は、中止申出書（様式第2号）を小千谷市に提出して承諾を得た上で、銘板設置、押し鯉のいずれか一方又は両方を取り下げることができる。その場合、既に納入された寄附金は返金しない。

(2) 協賛者が次の事由に該当した場合は、小千谷市は銘板及び押し鯉を取下げることができる。その場合、協賛者は既に納入した寄附金の返還を請求することができない。

ア 小千谷市に提出した協賛申込書等の内容に虚偽の事実が認められた場合

イ 銀行取引停止処分を受け、倒産し、民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）による申立てを受け、又は著しい信用不安を生じた場合

ウ 重大な社会的信用の失墜行為があったとき。

エ 役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人、組合等を利用するなどしていると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を供給し、便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

キ 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ク 経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

ケ 前各号のほか、本協賛を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

(3) 協賛期間の変更

小千谷市は、不測の事態によって協賛目的が果たせなくなった場合は、協賛期間及び内容を変更できるものとする。

## 7 その他の留意事項

(1) 関連規定の遵守

協賛者は、この募集要領のほか、「小千谷市錦鯉鑑賞池銘板設置仕様書」に定める事項を遵守すること。

(2) 協賛の継続

協賛の継続を希望する場合は、協賛期間終了日の3ヶ月前までに、小千谷市に対し協賛継続申込書（様式第3号）を提出するものとする。

附則（施行期日）

この要領は、令和3年4月22日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 この改正の前に選定された協賛者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和5年3月20日から施行する。
- 2 この改正の前に選定された協賛者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和5年11月1日から施行する。
- 2 この改正の前に選定された協賛者については、なお従前の例による。

別表1（1－（9）関係）

令和6年度 寄附金額に応じた協賛期間一覧表（銘板設置及びホームページへの掲載の場合）

協賛期間	協賛に係る寄附金額
協賛が開始された日から 令和7年3月末日まで	30万円
協賛が開始された日から 令和8年3月末日まで	60万円
協賛が開始された日から 令和9年3月末日まで	90万円
協賛が開始された日から 令和10年3月末日まで	120万円以上
協賛が開始された日から 令和11年3月末日まで	150万円以上

令和6年度 寄附金額に応じた協賛期間一覧表（押し鯉を指定した場合）

協賛期間	協賛に係る寄附金額
協賛が開始された日から 令和7年3月末日まで	32万円
協賛が開始された日から 令和8年3月末日まで	64万円
協賛が開始された日から 令和9年3月末日まで	96万円
協賛が開始された日から 令和10年3月末日まで	128万円
協賛が開始された日から 令和11年3月末日まで	160万円以上